

# 令和元年度 各課の事業実施計画書 検証

令和2年8月

新 富 町



## ■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、平成23年度から新富町第5次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

## ■検証の方法

令和元年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行い、目標を達成できなかった事業については今後の課題を記述しています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全部で目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかった
●	評価できなかった

## ■検証の活用等

本検証の結果については、行政事務の効率化および重点化を図るための行政評価の資料として活用していくとともに、町政情報として広く公表することによって、長期総合計画の実行性を確保し、町政運営の透明性向上、町民との協働によるまちづくりを推進していきます。

## 目 次

総務課	- 3 -
総合政策課	- 8 -
財政課	- 12 -
基地対策課	- 14 -
税務課	- 16 -
町民課	- 19 -
いきいき健康課	- 21 -
福祉課	- 27 -
産業振興課	- 37 -
農地管理課・農業委員会	- 43 -
都市建設課	- 46 -
水道課	- 52 -
会計課	- 54 -
議会事務局	- 55 -
教育総務課	- 57 -
生涯学習課	- 62 -

# 総務課

課長	青木 和宏
課長補佐	井下 喜仁
課長補佐	税田 賢司
課長補佐	小野 圭三

## 1. 総務課の役割

総務課は、行政秘書広報係、職員係、危機管理係、情報政策係で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【行政秘書広報係】 議会、法制執務、行政一般、行財政改革、秘書広報広聴に関すること。

【職員係】 人事、給与に関すること。

【危機管理係】 危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関すること。

【情報政策係】 情報通信網の整備、新富町ホームページの管理、行政情報システムに関すること。

## 2. 個別事業とその目標

<b>① 町内 IT 化の促進</b>	
① (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)	
◆ 光ファイバーによる情報通信基盤を活用した IP 告知放送の内容拡充を検討します。 ◆ IP 告知端末を利用した町内行事等の情報発信の方法を検討します。	
<b>【評価】</b>  ○	<b>【検証】</b> 議会を身近に感じてもらうための取組として、IP 告知放送を使い議会放送ができないか検討を行いました。
<b>② 防火意識向上の推進</b>	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 消防組織の充実 ①消防団員の確保を図ります。 ②女性消防団（ラッパ隊員）の加入促進を図ります。 ◆ 消防車両（第4部・第6部）を更新します。	
<b>【評価】</b>  ○	<b>【検証】</b> 広報誌等により団員加入促進に努め、1名の女性消防団員が加入しました。 消防車両（第4部・第6部）を年度内に更新しました。

<b>③ 救急体制の強化</b> (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。	
【評価】 ○	【検証】 ドクターヘリ運用に関して、関係課が連携して行いました。

<b>④ 住民と一体となった防災体制の構築の推進</b> (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 自主防災組織設立の環境づくり ① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。 ② 自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。 ③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。	
◆ 自主防災組織への活動支援 ① 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。	
◆ 防災訓練の実施 ① 地区と連携して防災訓練を行います。また、防災講話などによる防災意識の啓発を行います。	
【評価】 ○	【検証】 令和元年3月末現在、自主防災組織は、62地区中37地区が結成しています。 未結成の地区に対し区長会において組織結成を促しました。 防災意識の向上を目的として、区長会の研修において防災講話を実施しました。

<b>⑤ 災害時体制の強化の推進</b> (第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 総合的な災害時体制の強化 ① 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。 ② 地域住民と連携した避難訓練を実施します。 ③ 防災行政無線放送施設（移動系設備）の更新を行います。 ④ 県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行います。 ⑤ 災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行います。	

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>麓地区において、地域住民と連携した避難訓練を実施しました。防災行政無線放送施設（移動系設備）の更新事業を行いました。県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行いました。</p> <p>災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行いました。</p>
----------------------	---

**⑥ 安心安全な町づくりの推進**  
（第1節 暮らし・環境\_1 生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）

- ◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。
- ◆ 青色パトロール車を活用し、防犯パトロール員による巡回を実施します。
  - ① 交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施します。
  - ② 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。
- ◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>地域住民等から要望のあった防犯灯については20箇所の新設を行い、LEDへの照明機器取替えとして31箇所更新を行いました。</p> <p>春と秋の交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施するとともに、児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを随時実施しました。</p> <p>防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を、ホームページ等で行いました。</p>
----------------------	---

**⑦ 交通安全対策**  
（第1節 暮らし・環境\_1 生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）

- ◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラー、注意喚起を促す看板を設置します。
- ◆ 高齢運転者の交通事故防止策として、65歳以上の方の安全運転サポート車の購入費用を一部助成します。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>要望のあった見通しの悪い危険箇所にカーブミラーを5基設置しました。また、高齢運転者の交通事故防止策として67名に、安全運転支援装置導入の助成を行いました。</p>
----------------------	--

<b>⑧ 乗車券販売事業</b>	
(第4節 産業・経済_V 観光_1 観光)	
◆ 日向新富駅における乗車券販売の運営を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 営業時間を早朝から開始し、休日販売も行いました。

<b>⑨ 広報誌等による情報提供の充実</b>	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 住民に分かりやすい広報を行うため、広報誌・町HPのレイアウト、デザイン等の研修を行っています。

<b>⑩ 地区（自治会）加入の推進及び地区組織の活性化</b>	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆ 環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的・主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、広報誌等で地区加入を呼びかけ、転入者に対する地区加入チラシの配布等、地区組織の拡充を図ります。	
◆ 地区組織活性化のための取組みを推進していきます。	
【評価】 ○	【検証】 区長会において、地区加入要件の緩和を依頼しています。また、転入時に地区加入のパンフレットを配布して、地区加入のお願いをしています。

<b>⑪ 行政運営の効率化</b>	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_III 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆ さらなる行政運営の効率化を目指し、行政需要に対応した組織体制にし、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 行政需要に対応した組織体制構築及び人員配置のため、所属長に対して、課題等把握を行い、適正な配置に努めました。

<p><b>⑫ 職員の資質の向上</b></p> <p>(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)</p>	
<p>◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。</p> <p>①人事評価制度を充実させ、人材育成を図ります。</p> <p>②宮崎県との人事交流を行います。</p> <p>③市町村研修センターの実施する研修に参加します。</p> <p>④町独自の派遣研修を積極的に行います。</p> <p>⑤職員に対する独自研修を充実させます。</p> <p>⑥職員の心身にも気を配り、メンタルヘルスやカウンセリングを行います。</p>	
<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>全職員を対象に人事評価制度研修を実施しました。</p> <p>宮崎県との人事交流へ職員の派遣を行いました。</p> <p>市町村研修センターの実施する研修への参加促進を行いました。</p> <p>職員独自で企画実施する先進地研修及び町独自の研修を行いました。</p> <p>メンタルヘルスやカウンセリングについては、チラシ等で啓発のほか、職員を対象にカウンセリングを実施し、また全職員を対象に独自のメンタルヘルス研修会を行いました。</p>

# 総合政策課

課長 池田 真二  
 課長補佐 有馬 義人  
 まちづくり推進室長 比江島 信也

## 1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とまちづくり推進室（まちづくり係と施設整備推進係）で構成されています。業務内容は下記のとおりです。

【企画政策係】 第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 市町村合併の研究、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進などの役割を担っています。

【まちづくり推進室】まちづくり事業の推進を行っています。

現在は、民間設置によるサッカースタジアムの整備、防衛省補助を活用した屋外運動場（フットボールセンター）の整備、JFL所属のテゲバジャーロ宮崎との連携事業を行っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① コミュニティバス事業

(第1節暮らし・環境\_Ⅰ生活環境\_Ⅰ暮らしのインフラ)

◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段として町内全域にコミュニティバスを運行します。

◆ より使いやすいコミュニティバスにするため、運行方法を研究します。

#### 【評価】

△

#### 【検証】

従来通りのコミュニティバスの運行に加え、免許返納者への支援として回数券を交付することで、利用者の増加と移動手段の確保を行うことができました。

### ② 空き家等の利活用

(第1節暮らし・環境\_Ⅰ生活環境\_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 空き家バンクを創設し、空き家の所有者に同バンクへの登録を勧めるとともに、登録物件のリフォーム等に関する費用を一部助成し、移住定住の促進を図ります。

#### 【評価】

△

#### 【検証】

令和元年度に空き家バンク制度受付を開始し、7件の空き家登録がありました。そのうち3件については売買等が締結され、合わせて、空き家バンクリフォーム等補助金を支給しました。

## ③ 地域おこし協力隊の受入れ

(第1節暮らし・環境\_Ⅰ生活環境\_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度は、起業を目指す8名の隊員と町広報を担当する1名の隊員の計9名を新たに受け入れ、3年後の起業や定住に向けて各々の活動を開始し、町内において11名の隊員が様々な活動を行いました。

## ④ ボランティア公募の推進

(第3節 教育・文化・人づくり\_Ⅵ ボランティア・男女共同参画\_1 ボランティア・男女共同参画)

- ◆ 各種ボランティアを公募し、町ボランティア協議会との密な連携を図りながら活動を推進します。

## 【評価】

△

## 【検証】

町社会福祉協議会にある同事務局等と連携しながら、毎年行っているボランティア活動の参加等について、団体を通し、ボランティアの場の提供などを行いました。

また、継続して行ってもらっていた、駅前ロータリーの清掃活動については、駅前ロータリーの改修と、ボランティア参加者の固定化や減少により、町ボランティア協議会との協議のうえ、町が管理することとなりました。

## ⑤ 男女共同参画の推進

(第3節 教育・文化・人づくり\_Ⅵ ボランティア・男女共同参画\_1 ボランティア・男女共同参画)

- ◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。
- ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

県と連携しながら啓発を進め、全庁的に各種審議会等への女性参画を推進してきました。

## ⑥ 企業誘致の推進

(第4節産業・経済\_Ⅲ 商業、サービス業、工業\_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。
- ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。

## 【評価】

△

## 【検証】

企業進出に関する相談は多くありましたが、年度内における誘致は実施できませんでした。西都・児湯地区企業立地促進協議会で企業立地パンフレットを作成して、誘致活動を推進しました。

## ⑦ ふるさと納税推進事業

(第4節産業・経済\_V 観光\_1 観光)

- ◆ 地場産品を活用したふるさと納税事業を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

ふるさと納税事業については12億を超える寄附をいただくなど、大きく拡充することができました。

## ⑧ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客

(第4節産業・経済\_V 観光\_1 観光)

- ◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

毎月、指定管理者より、お客様の声について報告を受け、お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスを行いました。

## ⑨ 経済・産業の活性化

(第4節産業・経済\_VI 地方創生\_1 地方創生)

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用した商品開発、地場産品の販売、生産者・事業者等の経営力強化のための人材育成、観光・移住を絡めた定住促進に取り組みを支援します。

## 【評価】

○

## 【検証】

ライチを中心とした地域資源のブランディングなど積極的に行うとともに、生産者や事業者向けの人材育成事業に力を入れてきました。

## ⑩ 町内への「賑わい」の創出

(第4節産業・経済\_VI 地方創生\_1 地方創生)

- ◆ 民間資金によって、テゲバジャーロ宮崎のホームスタジアム（J3基準スタジアム）を整備します。
- ◆ 県内のサッカー競技の中心地となるフットボールセンターの整備を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

ホームスタジアムの整備に関しては、年度内に着工することができ、令和2年度の完成を目指して建設を進めました。また、フットボールセンターの整備に関しては、令和4年度の完成を目指し、実施設計に取り組みました。

## ⑪ 長期総合計画の実効性の確保

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み\_I 行財政\_1 行財政)

- ◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。

## 【評価】

○

## 【検証】

平成30年度の検証と令和元年度の事業実施計画を作成し、公表することができました。

## ⑫ 地域づくり事業の推進

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み\_II 町民参加の推進\_1 町民参加の推進)

- ◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。
- ◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。
- ◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援し、交流活動を通じて本町の魅力を情報発信します。

## 【評価】

○

## 【検証】

まちづくり補助金は一般枠・イベント枠ともに予算枠に達する申請があり、多くの地域活動に活用いただきました。また、まちづくり活動を行う団体の交流会も実施することができ多くの地域活動やイベント実施に活用いただくため、一般枠は、新規1件を含む8団体から、イベント枠は3団体からまちづくり補助金の申請がありました。

新富会関東支部へは、補助金として財政支援を行ったとともに、令和元年6月に東京都内で総会を実施し、関東周辺に居住している新富町出身者で組織する「新富会関東支部」の皆様と親睦を深め情報交換を図るとともに、町のイベント情報、観光情報の提供等を行いました。

# 財政課

課長 平井 康博  
課長補佐 中園 達也

## 1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

<b>① 行政情報の公開</b> (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_II 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。	
<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 予算・決算の状況については、しんとみ財政事情を5月と10月に作成し、また、当初予算、各補正予算成立後には、主な事業を抜粋したものを広報誌及びホームページに掲載し随時町民への周知を行いました。
<b>② 財政運営の効率化</b> (第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_III 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。 ◆事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。 ◆国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります。	
<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 当初予算編成時より各補正予算まで、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、規律ある財政運営を堅持しながら、将来への投資や暮らしに身近な事業へ財源の重点的配分に努めました。

<p><b>③ 財源の確保</b></p> <p>(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)</p>	
<p>◆プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。</p>	
<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>償還額以上に借入をしないことを基本とし、プライマリーバランスの黒字化を今後も維持していきます。</p> <p>また、財政健全化指数等も注視し、事業の対象となる基金、国県補助金、町債発行額等についても十分に考慮し財源の確保を図りました。</p>

# 基地対策課

課長 宮武 祐二  
課長補佐 後藤 朋巳

## 1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

① 騒音対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。告示後住宅の防音工事については、平成26年4月から85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、住宅防音、空調機等の機能復旧工事については、待機住宅の早期解消を国に働きかけます。</p>	
【評価】 △	【検証】 国は騒音第一種区域の見直しの前提として、待機世帯の解消を目指し、また、本町も待機世帯の早期解消を要望してきました。しかし、待機世帯数は減少しましたが解消には至りませんでした。
② 障害防止対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 米軍の移転訓練や空母艦載機着艦訓練期間中は、庁舎内に連絡本部等を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させます。</p> <p>◆ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。</p>	
【評価】 ○	【検証】 米軍の空母艦載機着艦資格取得訓練が実施されました。訓練期間中は新田原基地が緊急時の代替着陸先として指定されるため課内に対策本部等を設置し、町民の安全安心の確保に努めました。また、米軍再編に係る覚書への取り組みについては、国と町関係各課と検証を行い、安心・安全対策や防衛施設周辺財産の有効利用等について協議を行いました。

<b>③ 生活環境整備</b>	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。</p> <p>◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。</p> <p>◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。</p> <p>◆ 各地区が管理する集会所に、各地区が空気調和機器等を設置する場合に補助を行い、地区活動の活性化を図ります。</p>	
<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>基地周辺財産に隣接する農地所有者や耕作者、地区からの要望については、その都度、国との連絡を密にとり、迅速な問題解消への対応を要請しました。</p> <p>激甚地区における生活道路の整備については、地区と協議の上、整備を進めました。</p> <p>地区集会所空気調和機器設置の際の補助については、11 地区に対して実施しました。</p>

<b>④ 緑地広場整備</b>	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
<p>◆ 町が指定する周辺財産の緑地帯の整備を国と協議し進めていきます。</p>	
<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>周辺財産の緑地帯整備については、基地隣接地において展望広場の整備が完了しました。</p>

# 税務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	宮崎 智恵美
課長補佐	黒木 崇
課長補佐	清 菜穂子

## 1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】住民税（個人・法人）、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】税収納に関すること。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 家屋全棟調査

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み\_Ⅲ 行財政運営の効率化 1\_行財政運営の効率化）

◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を調査します。

平成29年度に撮影した航空写真と過去に撮影した航空写真とを比較し、区域毎に効率的な抽出作業をおこない、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋調査システムに反映させデータの修正更新を行うことで、課税漏れ等の縮減に努めます。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

「家屋調査システム」を活用し、新・増築家屋の調査を計画的に行いました。調査後のシステム更新作業も随時行いました。

（調査実績） 新・増築： 88件（前年度比 7件減）

滅失： 58件（前年度比 21件増）

### ② 国定資産（土地）評価総合調査業務

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み\_Ⅲ 行財政運営の効率化 1\_行財政運営の効率化）

◆ 各地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証するとともに、新たに一般農地・山林の評価見直しを行い、適正評価を図ります。この業務は、3年ごとの評価替えにあわせて実施するものです。

今年度は、次のとおり作業を行います。

①地域総合調査 ②用途地区、状況類似地域及び状況類似区分の見直し ③標準宅地及び観測路線設定・選定・調査 ④地価形成要因把握 ⑤評価基準作成 ⑥標準地等評点決定 ⑦画地計測・画地認定図作成 ⑧地番路線図作成	
<b>【評価】</b>  ○	<b>【検証】</b> 町内の巡回や農業委員会からの情報収集を定期的に行うことにより、現況の課税地目の適正な評価の見直しを行いました。次回評価替えに向けて、一般農地・山林の状況類似地域及び状況類似地区の見直しも計画通り行えました。  また、令和元年度に実施予定であった作業・調査についても、年度内に滞りなく終わることができました。

<b>③ キャッシュレス決済の拡充</b> (第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆スマートフォンアプリ（みやぎんP a y）の導入に引き続き、キャッシュレス決済の更なる拡充に向け、会計課と協力連携しながら検討し、町民の利便性の向上を目指します。	
<b>【評価】</b>  ○	<b>【検証】</b> キャッシュレス決済の拡充に向け、スマートフォン決済やクレジット決済の導入を検討した結果、R2.4.1から新たにP a y P a yアプリによる決済を導入することができ、町民の利便性の向上に繋げることができました。

<b>④ 未納者への対応</b> (第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆納期限を過ぎた未納分がある方には、早期に納付依頼文書を送付して、滞納金額が増加することを防ぎます。 ◆納付が困難な方については、相談により、年度内完納となるような納付計画を立てます。 ◆督促状や催告書を送付しても、納付や反応のない方に対しては、税の公平性を保つことを目的として、法に基づいた滞納処分を速やかに行います。	
<b>【評価】</b>  ○	<b>【検証】</b> 未納がある方に対して早期に催告書を送付することにより、年度内納付が促進され、収納率の保持に繋がりました。

	<p>納付が困難な方について年度内完納ができるよう納付計画を立てることにより、未納額の増加を抑制しました。</p> <p>税(料金)の公平性を保つため、また、納期内納付の意識向上のため未納者に対して、給与・預金・動産等の差押えを行いました。</p>
--	--

# 町民課

課長 齋藤 隆文  
課長補佐 河野 ゆかり

## 1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 消費者行政についての啓発

(第1節暮らし・環境\_1生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆消費者の安全と安心を確保するために、西都児湯消費生活相談センターと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的に行います。
- ◆町主催のイベント時に消費者啓発活動をより一層強化し、消費者教育の拡充に今後とも努めます。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載し、町民の皆様への周知を行いました。

消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。

マイナンバーカードの出張申請時において、消費者行政についても同時に啓発物品の配布及び啓発活動を図りました。

### ② 人権啓発活動の取組

(第3節 教育・文化・人づくり\_IV 生涯学習\_1 生涯学習)

- ◆新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回計6回開設します。
- ◆人権尊重理念への理解を深めてもらうため、人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。
- ◆町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 町内4名の人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を偶数月の第1金曜日に開設を行い、富田地区・新田地区・上新田地区で合計6回開催しました。 8月の夏休み人権映画祭において啓発物品の配布を行い、また、10月に総合交流センターきらりにおいて、小学校人権啓発ポスターの掲示を行い人権尊重の啓発に努めました。
------------------	--

### ③ 窓口業務のサービス向上

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み\_Ⅲ 行財政運営の効率化\_1 行財政運営の効率化)

- ◆ 来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。
- ◆ 業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。
- ◆ 各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、担当課と総合窓口との連携をはかり、来庁者の皆様の利便性をはかります。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 来庁者への丁寧な対応、案内表示等の充実を図りました。 業務知識の向上を図るため、法務局主催の研修などに積極的に参加しました。また、各種証明書の発行及び各手続きや相談等で来庁される方に適切に対応及び案内を行うよう努めました。
------------------	---

### ④ 国民年金の充実

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み\_Ⅲ 行財政運営の効率化\_1 行財政運営の効率化)

- ◆ 国民年金制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。
- ◆ 窓口にて「ねんきんネット」を活用し、町民の皆様の年金記録の照会等を行い、町民サービスの向上に努めます。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 国民年金制度の理解を深めていただくとともに、保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に掲載を行いました。また、身体障害者手帳の申請等で来庁された方に対し、福祉課と連携を図り、障害年金制度の説明を行う等制度の周知徹底に努めました。 さらに、来庁時にご自身の年金加入記録の照会や保険料納付額の確認を行うなど、サービスの向上を図りました
------------------	--

# いきいき健康課

課長	東 良一
課長補佐	壱岐 文登
課長補佐	長友 令子

## 1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、国保高齢者医療係で構成され、1. 保健指導 2. 栄養指導 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 健康管理体制の充実

(第2節 健康・福祉\_I 保険・健康づくり・医療 \_1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問等による個別指導を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

#### 【評価】

△

#### 【検証】

特定健康診査は、受診者 1,534 人で受診率 49.3% (令和 2 年 6 月現在) でした。健診結果に基づき、要指導者へ訪問や電話・面接にて保健指導を行いました。

宮崎大学医学部とのコホート調査研究において、新富町の特定健康診査の結果と国民健康保険被保険者の診療状況から、要治療者等への個別の保健指導の有効性と共に、町民全体への生活習慣病予防対策として啓発の必要性も明らかになったことから、健診結果説明会を 10 回実施し、町民に直接予防の重要性等を話す機会を得ました。特定健診情報提供委託事業では、76 人の受診結果情報を取得しました。

## ② 自殺対策事業

(第2節 健康・福祉\_I 保険・健康づくり・医療 \_1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つながぎ」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺の可能性が高い世代を中心に“こころの相談票”を送付し、希望する対応に応じて相談や専門機関への紹介等を行います。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

### 【評価】

○

### 【検証】

近年の本町における自殺の状況から、自殺の可能性が高い世代に自殺予防啓発のリーフレット・こころの電話帳・こころの相談票を送付し、自殺予防対策を行いました。また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも対応しました。

自殺対策の取り組みの第一弾として、今年度は徴収対策会議に合わせて徴収担当職員に対してゲートキーパーの講話を実施しました。

## ③ 町民の健康を守る取組の推進

(第2節 健康・福祉\_I 保険・健康づくり・医療 \_1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症にり患することを予防するとともに、り患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、子宮頸がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診の助成を行います。
- ◆ 肺がん検診にCT検診を、子宮頸がん検診にHPV検査、胃がん検診にABC検診（胃がんリスク検査）を追加し、より精度の高い検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実をはかります。
- ◆ 訪問・面接・電話による保健指導や慢性腎臓病（CKD）予防教室を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。
- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウィルス検査・歯周病検診を行います。
- ◆ 食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにあるものが、食を通じた健康づくりを実践できるよう支援します。

<p>【評価】</p> <p>△</p>	<p>【検証】</p> <p>感染症予防のため、定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行いました。集団健診や個別通知などで予防接種の履歴確認及び受診勧奨を行いました。</p> <p>がん検診については、検診対象年齢の方には一部助成を行いました。また、その中でも①65歳以上におけるすべてのがん検診 ②特定の年齢におけるがん検診 ③特定健診の5年連続受診者に対するすべてのがん検診においては、再編関連訓練移転等交付金による『はつらつ健康基金』を活用して無料で実施しました。そして、平成29年度以降、子宮頸がん検診は、25歳から3歳毎の女性を対象にHPV検査を追加で受診できるようにしました。HPV検査を受診した約9割の方が異常なしという結果から、次回は3年後の検診(64歳以上の方については今後の検診不要)になります。平成30年度以降、胃がん検診はバリウムに加えてリスク検査を選択制で実施しており、胃がんになる確率の高いハイリスク者の選別を行いました。</p> <p>肝炎ウイルス検査の受診者は、昨年度と比較してB型肝炎277人、C型肝炎281人と希望者が増大しました。</p> <p>歯周病検診は平成29年度から個別健診に変更しており、受診率は5.0%でした。</p> <p>特定健診については、過去の受診歴等もみながら、複数回受診勧奨通知や電話勧奨を行い、受診率49.3%(令和2年6月現在)と昨年よりも受診率を上げる取り組みができました。また重症化予防対策として、特定健診の結果を元に検査項目(血圧、血糖、尿たんぱく、GFR、脂質、心電図)に一定の基準を設定し、基準該当者に個別指導を実施しました。そして、保健師・栄養士による腎臓病教室及び糖尿病教室を開催し、病気の説明や栄養指導を実施しました。</p> <p>地域に出向いた調理実習等において、各地区いきいきサロン及び高齢者クラブ、成人を対象にした講習会等で高齢者ソフト食や生活習慣病予防の講話及び調理実習を全23回・391人の方に実施しました。</p>
----------------------	--

#### ④ 結核対策の推進

(第2節 健康・福祉\_1 保険・健康づくり・医療\_1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 結核は今でも全国で1年に1万5000人以上の新しい患者が発生し、年間2000人以上が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆ 患者等の人権が損なわれないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組めます。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 結核の早期発見・早期治療を行うため65歳以上の方は1年に1回の肺のレントゲン検診を受けるよう啓発を行いました。令和元年度は1,934人が受診し、受診率は76.2%でした。
------------------	--

## ⑤ 地域医療体制の整備

(第2節 健康・福祉\_I 保険・健康づくり・医療 \_1 健康・保健づくり・医療)

◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 新病院の開院に向けて関係機関と連携を図り、5月に新しく眼科が開院しました。
------------------	--

## ⑥ 国民健康保険

(第2節 健康・福祉\_II 国民健康保険 \_1 国民健康保険)

◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられています。これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組みます。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 医療費削減のため、特定健診・脳ドックの受診勧奨や広報活動、ジェネリック医薬品の利用促進等に取り組みました。数年に及ぶそれらの取り組みの結果、高額な費用となる入院において前年度比で件数・日数が-15%、費用額が-17%と大幅な減となりました。被保険者が積極的に生活に運動を取り入れたり、早期発見・早期治療につながる各種がん検診の受診など、引き続き医療費の削減に向けて、受診勧奨・広報を実施することが必要です。
------------------	--

## ⑦ 高齢者の健康づくり

(第2節 健康・福祉\_III 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 \_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮

年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。

◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

【評価】

○

【検証】

高齢者医療受給者証交付時に、生活習慣病の講話や健（検）診の受診、歯周病健診などの勧奨を行いました。

今後の課題は、健康増進計画に基づいた事業を継続し、健康寿命を延伸することです。

## ⑧ 高齢者医療

（第2節 健康・福祉\_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 \_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

◆ 75歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約5割、若い世代が加入する医療保険が約4割、被保険者の方々にお支払いいただく保険料総額が約1割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が1割で現役並み所得の方が3割となっています。

【評価】

△

【検証】

高齢化の進展により、高齢者に係る医療費は増加傾向にあるため、健康保持増進のために、高齢者健康診査を実施しました。

対象者数 2,659 人（うち対象外者数 591 人）、受診者数 453 人、受診率 21.91%で前年度比 0.14%減でした。

今後の課題は、更なる受診率の向上です。

## ⑨ 不妊治療費助成事業

（第2節 健康・福祉\_V 児童福祉 \_1 児童福祉）

◆ 不妊治療費の一部助成を行います。

【評価】

○

【検証】

令和元年度は、一般不妊治療実8件（延8件）392,164円助成、特定不妊治療実4件（延14件）2,100,000円の助成を行いました。一般不妊治療で3人、特定不妊治療で1人、計4人が妊娠に至りました。また、令和元年度は、県助成が終了した方への町独自助成の年齢制限を変更し、実3件、延9件助成を行いました。

この不妊治療助成により治療者の経済的負担の軽減を図り、事業開始から一般不妊治療で53%及び特定不妊治療で17%の申請者が妊娠に至っています。

今後も、国や他市町村等の動向を踏まえながら、経済的負担の軽減についても検討していきます。

## ⑩ 母子保健事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

- ◆ 妊婦一般健康診査については計14回、合計108,740円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計2回、合計11,750円(5,875円×2回)を助成します。
- ◆ 生後6・7ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に6回ずつ1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。

## 【評価】

○

令和元年度は、妊婦健診自己負担額を無料化し、妊婦1人につき計14回108,740円の助成を行い、実受診者185人、延べ1,333回が妊婦健診を受診しました。乳児健診は集団健診で77人(96.3%)が受診、かかりつけ医での健診では延162人が受診し、1回あたり5,875円を2回助成しました。1歳6か月児健診は133人(98.5%)、3歳児健診は122人(98.4%)が受診しました。受診結果に対して、栄養相談・保健相談を実施し、助言を行いました。令和2年3月は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため健診が延期となりましたが、対象者全員に電話連絡を行い、育児等の心配事を確認し、育児不安の軽減を行いました。

平成29年10月に開院した町内の小児科をかかりつけ医とする家族が増えています。

今後も母子ともに心身の健やかな発育発達を促すよう、関係機関との連携を図りながら、母子の健康保持・増進に努めます

## ⑪ 養育医療

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

- ◆ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

平成25年度に宮崎県から権限移譲され、令和元年度は実人数3人に対し、延12件926,827円の未熟児医療費の助成を行いました。退院後には未熟児訪問を行い、乳児健診や予防接種の説明、子育てサービスの説明などの支援を行いました。

# 福祉課

課長	稲田 真由美
課長補佐	海野 久代
課長補佐	清 紀文
課長補佐	大山 文哉

## 1. 福祉課の役割

福祉課は、高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係、社会福祉係、児童福祉子育て支援係で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【高齢者福祉係】高齢者福祉保健に関すること。

【介護保険係】介護保険事業、地域密着型サービスに関すること。

【地域包括ケア推進係】地域支援事業、地域包括支援センターに関すること。

【社会福祉係】障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護に関すること。

【児童福祉子育て支援係】児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関すること。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 介護自主予防教室助成事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 地域で自主的な介護予防を展開する教室等に対し、講師謝金の一部を助成（3 B体操教室、ダンベル教室等）します。

【評価】

△

【検証】

令和元年までに、4グループに対し、講師代の助成を行いました  
が、今年度は、新たなグループを増やすことができませんでした。

### ② 地域介護予防活動支援事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング（キラリ輝き体操）を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室の支援を行います。

①週1回うち最初の4回のみインストラクター（理学療法士等）による技術指導

②体力測定必要時測定

【評価】

△

【検証】

介護保険事業計画の目標値30地区に対し、今年度は、休止する地区が増え28地区となりました。事業開始から年数が経ち、高齢化が進んでいることやリーダーの負担となっていることが課題です。

## ③ 一般介護予防事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆65歳以上の高齢者であればどなたでも参加できる、憩いの場（こむずカフェ）を提供します。曜日によってメニューが異なり、運動指導士を講師とした体操も行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

介護保険事業計画の目標値参加者延べ人数100人に対し、令和元年度は156人の参加者数でした。平成30年度から富田・新田・上新田地区3か所での実施としたことが達成率を上げたものと考えます。

## ④ 高齢者のいきがづくり

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 老人クラブ連合会において生涯学習講座やボランティアへの参加など生きがづくりの充実を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

高齢者福祉大学や先進地視察・郡老連絡研修、ふれあいスポーツ大会、グランドゴルフ大会等を開催し、また高齢者の生きがいを高めるために公共施設的环境美化等を行いました。加入者数が若干増えていきます。

## ① 生活支援体制整備事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置します。

## 【評価】

○

## 【検証】

専属の生活支援コーディネーター1名を配属することができ、資源開発の足がかりや住民のワークショップ（勉強会）を開催しました。新田地区に住民主体の居場所立ち上げる支援を行いました。

## ⑤ 居場所づくり事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者等の居場所を確保することを目的に活動する団体等に対し補助金を交付します。

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度は、新規で立ち上げた団体（1か所）に助成を行いました。

## ⑥ 認知症総合支援事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置します。
- ◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。
- ◆ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

## 【評価】

○

## 【検証】

専任1名と地域包括支援センター職員兼務4名の計5名を『認知症地域支援推進員』として配置しました。

認知症カフェは、1か所で実施しており、最近は男性利用者も増えているなど活発に活動しています。実施箇所を増やしていくことが課題です。

高鍋町・木城町の3町で認知症初期集中チームを新富町地域包括支援センターが事務局となり、専門職2名を配置し、継続して実施しています。チームの対象者を増やすことが課題です。

## ⑦ 配食サービス

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 安否確認を目的として、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯や身体障がい者であって、調理が困難な方等に対する配食サービス利用料の費用を一部負担します。(週5回まで) 自己負担額：(普通食) 1食300円・(治療食) 1食400円

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度から、週に3回だった利用回数を週5回に増やし、治療食も対応できることになったことで、19名の新規利用者を含め、36名の利用がありました。

## ⑧ おむつ給付

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 在宅のおおむね65歳以上の要介護高齢者や認知症高齢者及び重度の身体障害者(児)に対し、おむつの給付を行います。※1人 月5,000円分まで

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度は、29名からの利用があり、昨年度より若干利用者が増加しました。あわせて、住民や介護支援専門員、関係者に制度について周知を行いました。

## ⑨ 介護手当

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆在宅で要介護者等の介護者対し、介護手当を支給します。※要介護者等1人の介護につき月額10,000円

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度は、18名が利用し昨年度より1名減っています。住民や介護支援専門員、関係者に周知しました。

## ⑩ 在宅医療・介護連携推進事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆東児湯5町で児湯医師会を中心に在宅介護・医療連携を進めるにあたり、都農町に「児湯医療介護連携室」を置き、5町で共通する問題は連携室で取り組み、本町の問題は自町で取り組みます。

## 【評価】

△

## 【検証】

東児湯5町での共通事項は、連携室がある都農町中心に取り組むことができました。本町に関する問題においては、情報を収集し次年度から取り組みの準備をおこないました。東児湯5町以外の市町との連携が課題です。

## ⑪ 介護予防・日常生活支援総合事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆虚弱な高齢者に対し、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービス、保健・医療の専門職による短期集中予防サービス等を町独自でおこないます。

## 【評価】

○

## 【検証】

基準緩和による訪問型サービスAや専門職による訪問型・通所型サービスCを実施し、いずれも利用者が増加しました。早期にこの事業につなげることが課題です。

## ⑫ 地域ケア会議推進事業

(第2節 健康・福祉\_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険\_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで、介護給付の適正化や必要なインフォーマルサービスの構築を目指します。

## 【評価】

○

## 【検証】

個別会議を18回、介護サービス事業者全体会を2回実施しました。地域ケア会議は年度末実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により会議を中止しました。個別会議の中で、介護給付の適正化に努めました。

## ⑬ 在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、自己負担の2分の1の町助成を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、サービスの利用促進につなげることができました。

令和元年度においては392件の利用実績がありました。

## ⑭ 障がい者等相談支援事業

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、虐待防止、早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員からの福祉サービスの情報提供や利用助言なども行うことができました。

## ⑮ 人工透析患者福祉手当

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

令和元年度は、2,236,000円(123件)を助成しました。

## ⑯ 重度心身障がい児童福祉手当

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆精神又は身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)に対し支給し、児童の福祉の増進を図ります。また、今年度から支給対象として、小児慢性特定疾病児童を追加します。  
(1人あたり4,000円/月)

## 【評価】

○

## 【検証】

精神または身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)に対する町独自の助成を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。令和元年度においては122件の支給実績がありました。

## ⑰ 日常生活用具給付

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆ 日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の利便を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

日常生活用具を給付することで、在宅で生活が送れるようになった事例もあり、自立の促進につなげることができました。令和元年度は、3,611,253円(95件)を助成しました。

## ⑱ 日中一時・移動・訪問入浴支援事業

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆ 日中一時支援、移動支援、訪問入浴などの生活支援を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

町に登録した事業所を通じて、障がい者で生活支援を必要としている方に、3つのサービス提供を行いました。

費用については、非課税世帯は全額を町が負担し、一定以上の所得がある世帯に関しては、利用者負担が一部ありますが、半額を町が助成することで利用者の負担軽減を行いました。

本年度も、利用実績に応じて全ての給付を完了しました。

## ⑲ 地域活動支援センター（I型）

(第2節 健康・福祉\_IV 障がい者福祉\_1 障がい者福祉)

◆ 障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作、生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図りました。

月ごとに軽スポーツや音楽などを通じた交流会、町外施設見学、講演会研修、防災勉強会、地域行事の参加など様々な機会を通して地域住民との関係性の向上を目指した活動ができました。

## ⑳ 乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 乳幼児・こども及び高校生等医療費は、73,567,182円を助成しました。
------------------	--

## 21 多子世帯保育料助成事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。

※10月から3～5歳児は、全ての世帯、0～2歳児は住民税非課税を対象に保育料が原則無料

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 延べ220名、3,799,400円を対象世帯に助成し、子育てに係る経済的な負担の軽減を図ることができました。
------------------	---

## 22 一時預かり保育事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> (一般型) 町内私立保育園5園、(幼稚園型) 幼稚園5園で補助事業を行い、延べ3,774人の利用がありました。
------------------	--

## 23 地域子育て支援拠点事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 八幡保育園、子育て応援スポットあんのん舎、のぞみ保育園の3か所において下記の3事業を実施しました。 ①子育て親子の交流の場の提供と交流促進 ②子育て等に関する相談、援助 ③地域の子育て支援に関する講習等
------------------	---

## 24 障がい児保育事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

## 【評価】

●

## 【検証】

児童の発達支援並びに子育て支援として、障がいを持つ児童の受け入れに伴い、職員の加配について予算計上しましたが、対象児童がいまませんでした。

## 25 延長保育事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

町内私立保育園8園で事業を行い、延長保育の利用児童数は週平均約26人でした。

## 26 放課後児童健全育成事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童に対し、授業終了後に保育所などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

## 【評価】

○

## 【検証】

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、町内10か所において257名でした。

## 27 放課後児童クラブ支援事業

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

八幡児童クラブ、新田児童クラブの2か所に事業を委託し、障がいのある児童を受け入れるための指導員に係る人件費補助を行いました。

新富幼稚園第二児童クラブに対し、施設の賃借料補助を行いました。

ひとつせ児童クラブに対し、学校から施設までの送迎支援補助を行いました。

**28 放課後児童クラブ利用負担軽減事業**

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 新富町内に住所を有する児童および新富町外に住所を有し、新富町内の小学校に在学する児童が、町内にある児童クラブを利用する場合に、利用料のうち、8月を除く各月は月額3,000円、8月は月額8,000円を超えた額のうち2,000円を上限として算出した額を助成します。

**【評価】**

○

**【検証】**

放課後健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用された保護者の利用料を助成し、経済的な負担軽減を行いました。

**29 要保護児童の早期発見及び適切な保護**

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

**【評価】**

○

**【検証】**

実務担当者会議を、町関係担当課、児童相談所、学校・保育所・幼稚園関係者、医療機関、警察、スクールサポーター、福祉事務所、保健所等、必要な関係機関と会議を実施し、要保護児童において現認実態把握や支援の方向性など協議を行い、要保護児童に必要な支援へつなげることができました。また、特定妊婦ケース検討会議を関係課において定期的で開催し、要保護の対象児事前把握など情報共有を行いました。

**30 病後児保育事業**

(第2節 健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育し、児童の福祉の向上を図ります。  
具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

**【評価】**

○

**【検証】**

のぞみ保育園、ひとつせ保育園において事業を行い、年間延べ232名の利用がありました。

### 31 ひとり親家庭医療費助成事業

(第2節 健康・福祉\_VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉\_1 低所得者福祉・母子父子家庭福祉)

◆ ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

【評価】

○

【検証】

年間助成件数は、延 1,547 件でした。助成件数は、27 年度から高校生医療費助成を実施しているため、減少傾向にあります。

### 32 家庭教育の充実

(第3節 教育・文化・人づくり\_I 幼児教育\_1 幼児教育)

◆ 家庭での幼児教育の重要性について、講習会などで啓発を図るとともに、幼稚園・保育所、関係機関とも連携した各種研修会を開催しながら保護者・地域の理解を得て、家庭教育に対し支援します。

【評価】

△

【検証】

子育て支援センターにおいて、家庭教育に対する支援を実施しました。

# 産業振興課

課長	山本 茂人
課長補佐	児玉 洋平
課長補佐	川野 尊世

## 1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【農林水産係】農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】畜産の振興及び指導奨励に関する業務、畜産の衛生、防疫、予防接種に関する業務を担っています。

【商工振興係】中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 効率的・安定的な水田農業の確立

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付や水田後作としてのそば、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び需要に応じた米の生産と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

経営所得安定対策等交付金及び町単独補助金を活用し、主食用米からの作付転換を推進しました。新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付面積は平成30年度と比較して1.2ha増加しました。そばについては、排水対策や多肥栽培の確立に向けた実証栽培を行いました。

### ② 新規就農者及び農業後継者への支援

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 新規就農者及び農業後継者に対して、国の事業である農業次世代人材投資事業又は町の独自事業である新富町就農支援交付金事業を活用し、就農直後の経営確立を支援する給付金の給付を行いました。 農業次世代人材投資事業については、新規が2名、継続が12名、新富町就農支援交付金については3名に給付を行いました。
------------------	--

### ③ 新富町農業活性化プロジェクト事業

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

- ◆ 町内外からの新規就農者等に対する就農支援として、新規就農受入支援システム及び支援体制の構築に取組とともに、町の基幹産業である農業の発展と農業従事者の確保を図ります。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 平成29年度に設立した新富町新規就農者等育成支援協議会において、新規就農者の確保を図るため、ホームページの構築、募集チラシ及びパンフレットを作成しました。また、その媒体を活用し、県内外において開催された就農相談会に参加し、新規就農者の募集を行うとともに、新規就農希望者向けの農業体験研修を行いました。 農業体験研修には、就農希望者6名（県外者3名、県内者3名）が参加しました。
------------------	--

### ④ 新富そばの安定生産の推進

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

- ◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 令和元年度はそばの収量が前年度を上回り、安定した供給を行うことができました。
------------------	---

### ⑤ 農業用ハウス強靱化事業

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

- ◆ ハウスの保守及び補強や防風ネットの設置により災害への耐候性を向上させるための資材等への支援を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 大雨、台風被害等の多発と被害拡大を踏まえ、老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて支援を行いました。
------------------	---

## ⑥ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆ 地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人等による産地の基幹施設の導入支援を行います。

【評価】

○

【検証】

鬼付女地区内において、約2heの低コスト耐候性ハウスの導入支援を行いました。

## ⑦ 有害鳥獣対策

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

駆除班によるサル一斉駆除の実施や追い払い活動を行いました。また、近年増加するアナグマ等の駆除には箱ワナを効果的に使用し、駆除を行いました。

駆除頭数は前年度より減少しており、活動の効果が出ています。

## ⑧ 学校給食食材地産地消事業

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆ 町内小中学校の学校給食の食材について、町内で生産された農畜産物を活用し、食育の推進と地産地消普及啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

新富町で生産された小麦粉と米粉を学校給食で使用してもらいました。

## ⑨ 環境保全型農業推進

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。

【評価】

○

【検証】

有機農業については、西都市・木城町・新富町においてグループで取組を行っている農業者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、取組面積及び取組作物に応じ、補助金の交付を行いました。

	<p>県主催の環境保全型農業推進研修会等に積極的に参加し、有機 J A S 認証制度及び有機 J A S 認証取得農家の取組について学習しました。また、国際水準の G A P に対する理解を深めるため、グループ主催の G A P 勉強会を行いました。</p>
--	---

### ⑩ 家畜伝染病防疫強化対策

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫強化対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>家畜伝染病防疫強化対策として、防疫資材の支援と各農場への防疫強化の指導、啓発を行いました。</p>
----------------------	--

### ⑪ 酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆肉用牛の優良繁殖雌牛導入、高齢繁殖素牛更新、町内産肉用牛肥育素牛導入、乳用牛の後継牛確保及び畜産事業者育成組織の運営費用や飼養効率の向上を図るための機器購入等に対して支援を行います。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>優良繁殖雌牛の確保及び更新対策として和牛繁殖雌牛 21 頭、高齢繁殖素牛更新対策として 36 頭、乳用後継牛保留対策として 49 頭、導入対策として地元産肥育素牛 119 頭の支援を行いました。</p>
----------------------	--

### ⑫ 畜産・酪農収益力強化整備特別対策

(第4節 産業・経済\_I 農業\_1 農業)

◆担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>規模拡大を目的として、国庫事業である畜産クラスター事業を活用し、畜舎や堆肥舎の整備及び家畜の導入等を行い、増頭対策や収益力向上・生産基盤強化を行いました。</p>
----------------------	--

### ⑬ 海岸保安林の松くい虫防除

(第4節 産業・経済 \_II 林業・水産業\_1 林業・水産業)

◆災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布、薬剤の樹幹注入を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 過去に、松枯れの被害により多くの松の植え替えを行っており、継続して防除を行うことで、同様の被害防止に努めることができました。
------------------	---

#### ⑭ 新富町造林整備事業

(第4節産業・経済\_Ⅱ林業・水産業\_1 林業・水産業)

- ◆ 災害防止などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するために、伐採跡地の再造林の支援を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するため、伐採跡地 2.43ha に対して、造林の支援を行いました。
------------------	--

#### ⑮ 地元商店街等との連携

(第4節産業・経済\_Ⅲ 商業、サービス業、工業\_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 地元商店街等が地域の活性化のために企画・運営するイベントを支援します。
- ◆ 新富町商業協同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、併せて町の観光名所、特産品等の地域資源をアピールします。
- ◆ 九州各県対抗少年相撲大会などの各種イベントを通じて、地元商店街等での消費喚起を図ります。

<b>【評価】</b> △	<b>【検証】</b> ギャラリーしんとみの作品展示会や、るぴーモール虹ヶ丘商店街で開催されるこゆ朝市等のイベントを支援することで商店街を中心とした賑わいを創出できました。  町内外からの集客を図りましたが、今後はいかに商店街での消費活動につなげていくかが課題です。
------------------	--

#### ⑯ 商工業の振興

(第4節産業・経済\_Ⅲ 商業、サービス業、工業\_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。
- ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組みます。
- ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。
- ◆ 意欲のある事業所の経営基盤強化、人材育成等を支援します。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 商工会と連携しながら町内で創業する事業者の支援を行いました。 また、町外からの移住者の創業や空き店舗を活用した創業を増やすため、創業支援補助金に移住加算金等を追加しました。 中小企業、小規模事業者に対する支援を強化するため、金融機関、商工会、宮崎県信用保証協会と意見交換会を開催しました。
------------------	---

## ⑰ 観光振興

(第4節産業・経済\_V 観光\_1 観光)

◆こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用したイベント等を通じた魅力発信に取り組みます。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 湖水ヶ池のハスの花や、国指定天然記念物の湯之宮座論梅などの観光資源を活用したイベントを開催し、本町の見どころを町内外に発信しました。 また、体験観光のメニューを作り、新たな観光素材の発掘に努めました。
------------------	--

## ⑱ 広域的な観光振興

(第4節産業・経済\_V 観光\_1 観光)

◆宮崎県観光協会や、さいとこゆ観光ネットワークと連携し、広域連携による観光PRに取り組みます。

<b>【評価】</b> △	<b>【検証】</b> さいとこゆ観光ネットワークでは、鍋合戦などの大きなイベントが終了したため、今後どのように西都児湯地域の観光振興を図るか協議を重ねました。 それぞれの地域が持つ魅力の効果的な発信及び広域連携の強みを生かした観光地づくりが課題です。
<b>【方向性】</b> 現状維持	<b>【理由】</b> 広域連携によりの観光資源を相互に結びつけ、魅力を相乗させる必要があるため。

## 農地管理課・農業委員会

(農地管理課)	課長	壺岐 進
	課長補佐	宮崎 健一
	課長補佐	竹内 直也
(農業委員会)	事務局長	(兼) 壺岐 進
	局長補佐	岩村 伸夫

### 1. 農地管理課・農業委員会の役割

農地管理課は、農村整備係、農地管理係で構成されています。各係と農業委員会の主な業務内容は下記のとおりです。

【農村整備係】農地の保全、農業環境整備に関する業務を担っています。

【農地管理係】農地中間管理機構の市町村窓口として、農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務を担っています。

【農業委員会】農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

### 2. 個別事業とその目標

#### ① 認定農業者等の農地の集積

(第4節 産業・経済 \_I 農業 \_1 農

業)

◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員による積極的な認定農業者へのあっせんを行い、一定の農地集積を行うことができました。

#### ② 遊休農地等の解消及び発生防止

(第4節 産業・経済 \_I 農業 \_1 農業)

◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に農地パトロールを8月に実施し、所有者への意向調査及び利用者との調整を行い、遊休農地等の解消及び発生防止に努めました。

## ③ 農業者年金の推進

(第4節 産業・経済 \_ I 農業 \_ 1 農業)

- ◆ 農業後継者や新規就農者へ啓発を行い、年金制度への理解を図り農業者年金加入を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

10月28日から11月28日までの農業者年金加入促進期間において農業委員及び農地利用最適化推進と共に推進活動を行い、年間5名の新規加入がありました。

## ④ 農道舗装の推進

(第4節 産業・経済 \_ I 農業 \_ 1 農業)

- ◆ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

材料支給を行うことにより舗装が容易に行え、農道の維持管理等の向上に繋がっています。事業内容が町民に浸透しているとともに、自力施工も評価でき、事業効果が確認できました。

## ⑤ 農業基盤整備事業の推進

(第4節 産業・経済 \_ I 農業 \_ 1 農業)

- ◆ 農地の暗渠排水及び農道整備を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

採択条件である「人・農地プラン」及び「農地中間管理事業」の取組地域について、実施しました。

本事業は、耕作条件整備による、効率的な営農を行うため実施し、農作業の負担軽減や、農地の汎用化など事業効果が確認できました。

農道整備については、500m実施しました。

暗渠排水整備については、4.4ha実施しました。

## ⑥ 圃場整備の推進

(第4節 産業・経済 \_ I 農業 \_ 1 農業)

- ◆ 関連土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

大和地区は、実施設計が完了しました。

新田西地区は、農業者と今後の営農に関する営農計画を策定しました。

一ツ瀬川地区更新事業については、関係する1市3町にて協議会を立ち上げ、施設部会・営農部会・環境部会をそれぞれ実施し、国、県、関係機関と協議しました。

## ⑦ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 \_I 農業 \_1 農業)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

モデル地区において、農地中間管理機構の活用目標に届きませんでした。

翌年度も、各種補助事業とも連携し、地域の実情にあった担い手への集積・集約の継続していくことが課題です。

## ⑧ 多面的機能支払交付金事業及び新富町農地・水環境保全事業補助金の推進

(第4節 産業・経済 \_I 農業 \_1 農業)

◆ 多面的機能支払交付金として、集落が共同して行う農地・農業用水等の保全管理と集落環境の向上を目的とした活動やその補修・更新等の活動に対して支援を行います。また、国の事業で支援できない活動に対しては、町単独事業として支援します。

## 【評価】

○

## 【検証】

農地維持を行うために農業用施設（用排水路、農道等）の維持管理を地域住民が一体的に取り組む、地域環境を保全することができました。

# 都市建設課

課長	甲斐 雅啓
課長補佐	本部 宜則
課長補佐	緒方 利行
課長補佐	長友 俊博

## 1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築住宅係、土木係、環境・空家係、国道10号新富バイパス・S I C事業推進室で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【都市計画係】公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築住宅係】公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

【環境・空家係】一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

【国道10号新富バイパス・S I C事業推進室】新富バイパスと新富スマートインターチェンジ（仮称）早期完成のため事業推進に関する業務を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 幹線道路整備事業

（第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_1 暮らしのインフラ）

◆幹線道路については引き続き計画的に整備します。

- ① 佐土原～木城線道路改修工事
- ② 末永～鬼付女線道路改修工事
- ③ 越馬場～野中線橋梁詳細設計委託業務
- ④ 道路施設等基礎調査委託業務

◆国道10号三納代地区事業推進を国に強く要望します。

◆新富町スマートインターチェンジ（仮称）設置に向け関係機関と連携を計りながら事業推進をいたします。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

各幹線道路の整備を計画どおりに完了し、越馬場～野中線については、国からの補助金を追加にて配分頂いた上で事業を遂行することができました。（令和2年度へ繰越し）

また、国道10号三納代地区早期事業推進並びに新富町スマートインターチェンジ（仮称）事業化の要望を関係機関に行いました。

## ② 幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_1 暮らしのインフラ)

◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。

- ① 駅前周辺整備道路改良工事
  - ② 永牟田線道路改良工事
  - ③ 円明寺線道路改良工事
  - ④ 中村～竹淵線道路改良工事
  - ⑤ 江梅瀬～西田線道路改良工事
  - ⑥ 楠～西畦原線道路改良工事
  - ⑦ 八幡～大淵線道路改良実施設計委託業務
  - ⑧ 祇園原～駒取線舗装補修
  - ⑨ 末永～鬼付女線舗装補修
  - ⑦ バス停留所屋根設置工事
- その他町道維持補修など

【評価】

○

【検証】

幹線道路以外の各路線についても計画どおり整備、管理を行うことができました。

## ③ 木造住宅耐震診断事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。

(予定戸数：10戸)

※1戸当たり6千円の個人負担が必要

【評価】

△

【検証】

町民へのお知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図りましたが、予定を下回る2戸に対し耐震診断を実施しました。

引き続き多くの町民に事業を認知してもらうことが今後の課題です。

## ④ 木造住宅耐震改修設計事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 耐震診断によって耐震基準を満たさないと判定された木造住宅に対して、その所有者が行う耐震改修の設計に要する費用の一部を補助します。(予定戸数：5戸)

※1戸当たり補助限度額：10万円

【評価】

○

【検証】

お知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図り、予定通り1戸に対し耐震改修を実施しました。

	引き続き多くの町民に事業を認知してもらうことが今後の課題です。
--	---------------------------------

### ⑤ 危険ブロック塀撤去促進事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

◆ 小中学校付近の住宅危険ブロックに対して、その所有者が行うブロック塀撤去に要する費用の一部を補助します。

【評価】 △	【検証】 お知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図りましたが、応募がなく未実施となりました。 引き続き多くの町民に事業を認知してもらうことが今後の課題です。
-----------	---

### ⑥ 町営住宅整備事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。(50台取替)
- ◆ 新町新団地A棟の外壁改修を行います。
- ◆ 宮ヶ平団地A棟およびB棟の屋根改修を行います。
- ◆ 政策空家住宅の解体撤去を行います。

【評価】 △	【検証】 町営住宅の空調機については、43戸50台の更新を行いました。 政策空家住宅の解体撤去については、成法寺住宅において7棟実施しました。 新町新団地A棟の外壁改修を実施しました。 宮ヶ平団地については、A棟のみ屋根改修を行いました。B棟については、予算関係上実施することができませんでした。
-----------	--

### ⑦ 富田浜公園改修事業

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 富田浜公園の改修に向けて、基本計画を行います。

【評価】 ○	【検証】 富田浜公園全体の整備を含めた利活用促進に関する基本方針を定めた「富田浜公園基本計画」を策定しました。この計画に基づき、今後、富田浜公園の整備、利活用促進を進めていきます。
-----------	---

## ⑧ 適正なごみ処理

(第1節 暮らし・環境\_ I 生活環境\_ 5 ごみ処理・リサイクル)

- ◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。
- ◆ 1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討していきます。
- ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。
- ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。
- ◆ 町内の各地区のごみ収集を迅速にし、町民の衛生的な生活環境を保持していきます。

## 【評価】

○

## 【検証】

ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。

## ⑨ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進

(第1節 暮らし・環境\_ I 生活環境\_ 5 ごみ処理・リサイクル)

- ◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。
- ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。
- ◆ 西都児湯クリーンセンターで年間2回行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。
- ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めていきます。

## 【評価】

○

## 【検証】

ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。

## ⑩ 火葬場の運営・設備

(第1節 暮らし・環境\_ I 生活環境\_ 6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 平成27年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。
- ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。

## 【評価】

○

## 【検証】

周辺の環境に配慮し効率的な維持管理ができました。関係市町村並びに西都児湯環境整備事務組合と協議を行い適切な運営を行いました。

## ⑪ 墓地の管理

(第1節 暮らし・環境\_Ⅰ 生活環境\_6 火葬場施設・墓地)

- ◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。
- ◆ 墓地改葬について住民に周知します。
- ◆ 町営墓地を適正に管理します。

## 【評価】

○

## 【検証】

墓地に関する相談に対応しました。町営墓地および各地区の墓地の適正管理を行いました。

## ⑫ 自然環境の保全

(第1節 暮らし・環境\_Ⅱ 自然環境保全・公害\_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

関係課と連携を図り「富田浜清掃大作戦」「クリーンアップみやざき」等のボランティア活動の推進を図りました。ボランティアが回収したプラゴミ等の適正処理を行いました。

## ⑬ 環境保全意識の啓発

(第1節 暮らし・環境\_Ⅱ 自然環境保全・公害\_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。

## 【評価】

○

## 【検証】

浄化槽事業の啓発に合わせ啓発活動を行いました。

## ⑭ 環境汚染対策

(第1節 暮らし・環境\_Ⅱ 自然環境保全・公害\_1 自然環境保全・公害)

- ◆ 不法投棄等の監視パトロールを行います。
- ◆ 河川汚染の原因の1つとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間5,000ℓを目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的(年4回)に行っていきます。

## 【評価】

○

## 【検証】

環境美化パトロール監視員による監視パトロールを行い、不法投棄の発見と不法投棄者への指導を行いました。

廃食油については、5,760ℓの回収を行いました。河川等の水質検査も適切に実施しました。

## ⑮ 排水路整備事業

(第1節 暮らし・環境\_Ⅱ 自然環境保全・公害\_1 自然環境保全・公害)

◆ 各地域の実情に応じ、排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

適正な維持管理に努めました。

## ⑯ 排水処理対策等の充実

(第1節 暮らし・環境\_Ⅱ 自然環境保全・公害\_1 自然環境保全・公害)

◆ 生活排水から河川等の水質を守る為に、生活排水処理率（合併浄化槽使用率）67%を目標に推進します。

◆ し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。

◆ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進と法定検査実施について町民への周知を図って行きます。

【評価】

○

【検証】

今年度の補助金交付対象（10人槽以下）の合併浄化槽の設置基数は106基の整備を行いました。また、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が円滑に行えるよう宅内配管工事に対する補助制度を創設しました。

# 水道課

課長 長友 一彦  
課長補佐 倉永 勝彦

## 1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関すること。

【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関すること。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 水資源の保全

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

関係機関と連携し、水質管理情報の把握など水質管理体制強化を行い、水質保全に努めました。

有収率向上対策として、漏水箇所の配水管布設替え及び漏水情報提供があった際は、直ちに補修を行いました。

今後の課題は、老朽化した浄水場の施設設備更新及び年々増えてくる老朽管の更新を計画的に実施していくことです。

### ② 上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

(第1節 暮らし・環境\_I 生活環境\_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備を務めます。

- ① 浄水場気中開閉器更新
- ② 平伊倉水源池ポンプ更新
- ③ 浄水場汚泥引抜弁更新
- ④ 浄水場電気計装盤及び発電機更新設計業務委託
- ⑤ 水道マッピングシステム構築業務委託

<p>◆ 水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の計画的な整備を実施します。</p> <p>①富田浜入江線配水管布設替工事 ②春日地区配水管布設替工事</p> <p>◆ 町道道路改良工事に併せて、配水管の計画的な整備を実施します。</p> <p>①日向新富～鬼付女線配水管布設工事 ②末永～鬼付女線配水管布設替工事</p> <p>◆ 水圧不足地域解消のため、配水管の計画的な整備を実施します。</p> <p>①祇園原～向原線配水管布設替工事</p>	
<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>施設の適正管理として、老朽化した浄水場の電気設備更新の設計、ポンプや機器類の更新を行いました。</p> <p>新規の配水管布設、老朽化した配水管の耐震適合管への布設替えを概ね計画どおりに実施することができました。</p> <p>また、水圧不足地域の解消のため、配水管の布設替えを行いました。</p>

# 会計課

課長 山本 明子  
課長補佐 川西 雅也

## 1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

<b>① 公金管理の効率化</b> (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)	
<b>◆ 町公金を適正に管理していくため、財政部局と連携し効率的な資金運用に努めます。</b>	
<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 公金を適正に管理するために、資金管理会議を設置し、資金計画や資金管理等について検討を行い、安全性及び流動性を確保しつつ効率的な資金運用に努めました。その結果、運用収益において増額の計上を行うことができました。
<b>② 税金等の納付方法の拡充</b> (第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)	
<b>◆ 納付者の利便性及び収納率向上を図るため、パソコンや携帯等で納付ができるよう納付方法の拡充に努めます。</b>	
<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 指定金融機関・収納代理金融機関及びコンビニ納付取扱店舗に加え、携帯からの納付ができる「みやぎん pay」の取り扱いを平成31年4月から開始しました。また、令和2年4月から「PayPay」の取り扱いが出来るように準備を進めました。

# 議会事務局

局長 宮本 信一  
局長補佐 福重 和泉

## 1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員会事務局を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 開かれた議会の実現

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み \_I ビジョンを実現するための行政の取り組み \_2 町民参加の推進)

◆町民が参加できる議会を目指し、議会報告会や町民の声を広聴できるよう意見交換会などへの取り組みについて補助・支援を行います。

#### 【評価】

△

#### 【検証】

定例会の日程、一般質問の内容、議員と語ろう会の案内等を町のホームページ、町広報誌、議会だより、町内IP告知放送を活用し、町民の皆様へお知らせし、議会傍聴者の増加につなげました。(傍聴者数 平成25年度：186人 平成26年度：224人 平成27年度：253人 平成28年度：186人 平成29年度：192人 平成30年度：283人 令和元年度：319人)

昨年まで、議会報告会を開催していましたが、より町民の声を拝聴するため、ワールドカフェ方式を用い、意見交換会を開催しました。今回は、「新富町での子育て」をテーマに開催し、多くの意見を交わしました。今後、様々なテーマで多様な方々の意見を拝聴し、さらに住民の意見が議会に反映されるよう努めます。

### ② 議会広報の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み \_I ビジョンを実現するための行政の取り組み \_2 町民参加の推進)

◆町民が読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。

◆議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図ります。

◆議会広報特別委員会の研修の補助・支援を行います。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

広報誌「議会だより」については、昨年度より一般質問の紙面を拡充するとともにオールカラー印刷とし、文字、表題の配置、バランスや分かりやすい写真やイラストを用い、多くの町民がより広報誌を読んでいただけるよう、毎回研究をしながら作成しました。

	<p>また、定例会毎に傍聴者へ議会だよりに関するアンケートをお願いし、貴重なご意見をいただきながら、町民目線の広報誌となるよう努めました。</p> <p>新富町役場 1 階ロビー及び新富町総合交流センターで議会中継を傍聴することができるようになっています。</p>
--	--

### ③ 先進性のある議会の実現

(第 5 節ビジョンを実現するための行政の取り組み \_ I ビジョンを実現するための行政の取り組み \_ 2 町民参加の推進)

◆ 政策提言につながる各常任委員会及び特別委員会の行政調査及び町民の意見を国等に訴えるための要望活動の補助・支援を行います。

<p><b>【評価】</b></p> <p>△</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>各常任委員会・基地対策特別委員会をはじめ、議会運営委員会と議会活性化特別委員会の合同行政調査、議会広報特別委員会の行政調査を行いました。</p> <p>また、宮崎県町村議会議長会等が行う研修会等へ積極的に参加しました。</p>
-----------------------------	---

# 教育総務課

課長	河野 佐知子
教育対策監	崎田 茂樹
課長補佐	押川 美香

## 1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は下記のとおりです。

【教育総務係】教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【教育施設整備対策室】学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① 多子世帯給食費助成

(第2節健康・福祉\_V 児童福祉\_1 児童福祉)

◆ 多子世帯の学校給食に係る経費の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

小中学校在籍の第3子目以降の給食費を助成することで、子育て世代の経済的負担軽減を図りました。

79人 (71世帯) 金額 3,141,895円

### ② 学校施設・設備の充実

(第3節教育・文化・人づくり\_II 業務教育\_1 業務教育)

◆ 学校施設の充実に取り組みます。

- ① 富田小学校講堂の改修検討に向けて実施計画を行います。
- ② 小中一貫教育充実のため、上新田学園のプール改修工事を行います。
- ③ 旧上新田小学校の解体工事を行います。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

富田小学校講堂について、令和2年度の建設に向けて実施設計を行いました。また、スムーズな事業実施のため、関係機関との補助事業協議や地域住民への説明会を実施しました。

小中学生が利用できるよう上新田中学校のプール改修工事を実施しました。

旧上新田小学校校舎の解体工事を行いました。

いずれも、工期内に予定通りの事業完了を実施することができました。

### ③ 学力の向上

(第3節教育・文化・人づくり\_II 業務教育\_1 業務教育)

◆ 学習指導方法の工夫改善に努めるとともに小中一貫教育を推進します。

- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。
- ② 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」によるICT環境を生かした学習指導の工夫・授業改善に係る研究の推進と成果の普及を図ります。
- ③ 非常勤講師の配置の充実、適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、各学校の児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
- ④ 全中学校区で家庭学習の充実を図ります。
- ⑤ 新田、上新田の小中一貫校の充実及び富田小学校と富田中学校との連携により、学校区の特徴を生かした一貫性・連続性のある教育に取り組みます。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

指導主事の派遣により、学校への適切な指導・助言を行うことができました。

各学校の教職員の中から「学力・授業力向上推進リーダー」を委嘱し、合同で研究を行い、授業公開を通して、町内教職員の意識と指導力の向上を図りました。

各小中学校に町費による非常勤講師を10名配置し、少人数学習やTT授業により児童生徒の学力向上を図りました。

全中学校区で「あいさつ・読書活動の推進・家庭教育の充実」の統一目標で取り組みました。

「田園の里 新田学園」、「学びの丘 上新田学園」は小中一貫校として、9年間を見通した教育課程を編成し、学習指導や生徒指導等にも効果的な成果を上げています。富田小学校、富田中学校では学校間の連携により学校評価委員会の合同開催や教職員の研修会等を通して共通意識の醸成を図り、地域の状況に応じた小中連携教育を進めています。

### ④ 読書推進事業の展開

(第3節教育・文化・人づくり\_II 業務教育\_1 義務教育)

◆ 「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。

- ① 学校図書サポーターを学校区ごとに1名ずつ配置し、町立図書館と町小中学校読書推進委員会との連携のもと、学校図書館のより一層の充実を図ります。
- ② 毎月20日～26日をファミリー読書週間とし、23日をファミリー読書の日とすることで、家族での読書活動を推進します。
- ③ 幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>小中読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動が定着してきています。各読書コンクール（完読賞、多読賞、手作り絵本、読書感想文）では意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。</p> <p>また、各学校において新規に図書を2,634冊（6校合計）購入し、読書環境充実を図るほか学校図書サポーターの配置により児童生徒の読書活動支援に努めました。</p> <p>町立図書館と連携しながら絵本の読み聞かせの手法を学び、小中学生が町内幼稚園・保育所に出向き読み聞かせを行う活動を実践することが出来ました。</p>
----------------------	--

**⑤ 健康安全教育・食育の推進・道徳教育**

（第3節教育・文化・人づくり\_Ⅱ 業務教育\_1 義務教育）

◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。

- ①「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。
- ②食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。
- ③交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。
- ④学校の教育活動全体をとおして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。

<p>【評価】</p> <p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>各学校で学校経営案、防災・危機管理マニュアル等を作成し、教職員が共通理解した上で、児童生徒への健康安全教育を行っています。</p> <p>学校給食では地場産物を学校給食に活用するほか、全小中学校において、子どもたちが自分でつくる「弁当の日」の取り組みを行い、食育推進しました。</p> <p>また、交通安全指導として、学校・PTAによる青色パトロールカーの巡回や街頭指導のほか、関係部署と連携した通学路の点検、改善により安全確保に努めています。今後は、有事を想定し迅速に対応できるよう関係機関と連携した体制の整備が課題です。</p>
----------------------	---

**⑥ 家庭・地域社会・学校の連携**

（第3節教育・文化・人づくり\_Ⅱ 業務教育\_1 義務教育）

- ◆ 心豊かな児童生徒の育成を図ります。地域の行事などに積極的に参加し、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。
- ◆ 遠距離通学児童の負担軽減を図るため、スクールバスを運行します。

<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>学校給食では、食材に地場産品を取り入れる地産地消の取組みを行いました。（町補助金175万円）</p> <p>また、ふるさと探訪、農業体験や職場体験のほか地域の人材を招聘し講話や触れ合いを通じてのキャリア教育、伝統芸能を学習・発表する機会を作るなど生涯学習課やこゆ財団、各種団体の方々と連携を図りながら、総合的学習の時間や土曜授業等を通じ、心豊かな児童生徒の育成が図られました。</p> <p>夏休みには地域で活躍する方々と中学生代表が、町や各自の将来についてのパネルディスカッションを行いました。</p> <p>子どもたちが郷土に愛着と誇りを持ち、持続可能な社会の一員としての成長していくことができるよう地域、家庭、学校との連携を推進していくことが課題です。</p> <p>遠距離通学の地域（3キロ以上）の児童を対象にスクールバスを運行し、4地区23人の児童の送迎を行いました。</p>
-----------------------------	---

**⑦ 生徒指導等の充実**

（第3節教育・文化・人づくり\_Ⅱ 業務教育\_1 義務教育）

◆ 学校教育の充実を図ります。

- ①児童生徒の心のケアのため、スクールアシスタントを配置し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。
- ②中学生海外派遣研修を行います。
- ③教師用パソコンの更新を行い、パソコンや電子黒板等の情報機器を有効活用したICTを活かした学習環境の充実を図ります。
- ④家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。

<p><b>【評価】</b></p> <p>○</p>	<p><b>【検証】</b></p> <p>児童生徒の状況に応じ、適宜スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した対応を行いました。</p> <p>中学生海外派遣研修では、中学2年生20名を台湾に派遣し、現地の中学生との交流や視察を通して文化や生活の違いを体験し、保護者や町関係者に対し報告会を行いました。</p> <p>教職員校務用パソコンを、富田小中学校分の計68台を更新しました。各学校において、パソコンやタブレット、電子黒板や大型モニター等のICT機器を活用することで、授業力の向上を図り、より効果的な授業に取り組みました。</p> <p>各学校では、生徒指導部の目標等に「あいさつ運動」等を掲げるとともに、登校時間の朝のあいさつ運動に取り組んでいます。また、PTAと連携して定期的な朝の街頭指導も実施しました。</p>
-----------------------------	---

## ⑧ 特別支援教育の充実

(第3節教育・文化・人づくり\_II 業務教育\_1 義務教育)

- ◆特別な配慮を要する児童生徒に対し、個々の障がいの状況に応じた特別支援教育を推進します。
- ◆適応指導教室（けやき教室）を設置し、個々の児童生徒に向き合ってきたきめ細やかな教育を推進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

特別支援教育のため4名の町雇用支援員を配置し、状況に応じた支援を行いました。富田小学校に、ことばの教室のほか、LD・ADHDの通級教室が開設されたことで、特性の状況に応じた指導を行うことができました。就学に際して町内外保育所等の訪問や就学相談会、就学時健康診査、教育支援委員会等を開催し、子どもの特性の早期発見、早期対応により特別支援教育の推進に努めました。

適応指導教室（けやき教室）では、生徒1名を受入れ、保護者や学校ともきめ細かに情報共有を図り対応しました。

## ⑨ いじめ防止対策

(第3節教育・文化・人づくり\_II 業務教育\_1 義務教育)

- ◆いじめやそれにつながる生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見のため、学校や関係各課との連携を図ります。
- ◆西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

## 【評価】

○

## 【検証】

いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しています。また、ケース会議等関係機関との連携及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応することができました。

西都児湯いじめ問題対策専門家委員会に諮問する案件は0件でした。

# 生涯学習課

課長	倉永 浩幸
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	猪野 博行

## 1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及び文化スポーツ係で構成されています。各係の主な業務内容は下記のとおりです。

【生涯学習係】社会教育、公民館に関する業務を担っています。

【文化スポーツ係】文化振興、図書館、文化財、社会体育に関する業務を担っています。

## 2. 個別事業とその目標

### ① ブックスタート事業・家庭教育支援事業

(第3節 教育・文化・人づくり \_I 幼児教育\_1 幼児教育)

- ◆乳児健診に合わせて親子に絵本の配布を行う「ブックスタート事業」の開催により絵本を通じた親子のふれあいを啓発します。
- ◆町地域婦人連絡協議会の皆さんによる小学校の参観時の託児事業を支援します。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

「ブックスタート事業」は関係課並びにサポーターの方々と連携し、読み聞かせの他、絵本の選び方などの相談及び地域の子育て支援の情報提供等を行うことができました。絵本との出会いを通して読書への関心を深めていただくとともに親子や子育て世代間のコミュニケーションの場につなげることが今後の課題です。また、サポーターの確保も行っています。

小学校での託児は、町婦人連絡協議会の協力によりスムーズに実施していただくことが出来ました。

### ⑩ 子ども体験活動支援事業等

(第3節 教育・文化・人づくり \_III 青少年健全育成\_1 青少年健全育成)

- ◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンス、子どもフェスティバルなど運営実行委員会やボランティア団体と連携して子どもの体験活動を推進・支援します。
- ◆ 中学生ボランティア団体を設立し、体験活動を推進・支援します。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 各事業とも学校を通じて募集を行い、事業企画する団体や地域の協力のもと計画的に実施することが出来ました。事業によっては活動内容の見直しや整理が今後の課題となっています。 中学生ボランティアは、21名(高校生2名含む)の参加があり、読み聞かせやイベントなど積極的に活動しました。
------------------	---

### ⑪ 新富町子ども会育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり \_Ⅲ 青少年健全育成\_ 1 青少年健全育成)

- ◆ 宿泊体験事業やレクレーション活動を通じて、連帯感や達成感、公共心を学ぶ子ども会活動の支援を行います。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 子ども会活動では、宿泊体験やレクリエーション大会に中学生ボランティアが参加するなど、より幅のある世代での交流事業を企画することができました。 中高生などの活動参加や活動を支援する指導者の確保や、保護者の理解と協力による事業参画が今後の課題となっています。
------------------	---

### ⑫ 青少年の健全育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり \_Ⅲ 青少年健全育成\_ 1 青少年健全育成)

- ◆ 青少年の意見発表の場として青少年の声を聴く集いを開催します。
- ◆ 青少年育成町民会議を中心としたあいさつ運動、青少年の見守りに取り組みます。

<b>【評価】</b> △	<b>【検証】</b> 青少年の声を聴く集いでは、町内の小学校の代表者が発表を行い、大人パネラー3名と中学生がパネルディスカッションを開催しました。 青少年育成町民会議ではあいさつ運動や交通安全活動等を中心に推進事項に掲げ、地域での子どもの見守り活動を行いました。 青少年育成町民会議は地区委員の大半が一年交代であることから、組織の存続について検討を行い、総会に諮り令和元年度をもって解散することとしました。
------------------	---

### ⑬ 新田公民館の移転事業

(第3節 教育・文化・人づくり \_Ⅳ 生涯学習\_ 1 生涯学習)

- ◆ 河川改修に伴い移転計画がある新田公民館の移転事業に取り組みます

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 適地選定調査の結果を踏まえ、新田公民館移転場所の確定に向けた取り組みを行いました。また、用地取得、建物の設計業務委託等を行いました。
------------------	---

## ⑭ 生涯学習活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり \_IV 生涯学習\_ 1 生涯学習)

- ◆ 町民のニーズ、年齢層にあった生涯学習講座を開講し、学習機会の場を提供します。
- ◆ 各地区における生涯学習活動に対し講師助成を行い、自治公民館活動の生涯学習を支援します。
- ◆ 町民の生涯学習活動の発表の場として「生涯学習ウィーク」を開催し、生涯学習の啓発と推進を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

受講希望の多い教室等を継続する一方、新規講座を取り入れながら新たな受講者に興味を持って参加していただく機会を提供することができました。

また、高齢者を対象とした通年教室では、身近なテーマの講話や町外研修等も含め多様な学びの場・交流の場を提供することができました。

自治公民館の生涯学習講師助成は1地区で活用がありましたが、より多くの地区で活用されるよう周知工夫をする必要があります。

「生涯学習ウィーク」にて作品展示・文化発表・活動展示を行い、創作活動、表現活動等の生涯学習発表の場となりました。

自治公民館の生涯学習講師助成制度の周知を図ることが課題です。

## ⑮ 成人式自主運営

(第3節 教育・文化・人づくり \_IV 生涯学習\_ 1 生涯学習)

- ◆ 新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進します。

## 【評価】

○

## 【検証】

成人式実行委員会の募集を行い、実行委員会の企画会議等で助言・支援を行いました。今年度も町在住の外国人研修生が式に参加し、国際色豊かで思い出に残る成人式を実施することができました。

## ⑯ 読書環境整備及び推進事業

(第3節 教育・文化・人づくり \_V 文化・スポーツ\_ 1 文化・スポーツ)

- ◆ 読書環境充実のため図書館の蔵書の整備を進めるとともに、「読書だより」を発行し啓発を図ります。
- ◆ 各種団体(実行委員会等)との連携による催しを企画し図書館の利用者の拡大を図ります。

## 【評価】

○

## 【検証】

年間5,000冊の図書館の蔵書整備と年4回の「読書だより」発行については計画通りに実施することにより、読書環境の充実に努めました。

また、他の図書館と連携した読み聞かせを行ったり、カフェキート  
スと連携したイベントを行いました。

### ⑰ 文化財の環境整備及び活用

(第3節 教育・文化・人づくり \_V文化・スポーツ1 文化・スポーツ)

- ◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆ 資料館を学習の場として活用を図ります。
- ◆ 関係自治体と連携し、日本遺産等の取組みの研究を進めます。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

新田原 68 号墳の発掘調査報告書を作成し、56 号墳の発掘調査を開始しました。資料館は、特に児童生徒の施設見学や古墳見学と一体的な学習の場として活用されています。

日本遺産は西都市・宮崎市と連携して事業に取り組み、12 月には古墳時代を題材としたミュージカルを新富町文化会館で行いました。

今後、日本遺産については西都市・宮崎市とともに補助事業を実施しながら事業運営していく予定です。

### ⑱ 文化活動の推進

(第3節 教育・文化・人づくり \_V文化・スポーツ1 文化・スポーツ)

- ◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。
- ◆ 町内の無形民俗文化活動の継承を支援します。

#### 【評価】

○

#### 【検証】

文化会館の指定管理者に対し、日常的な文化会館の管理や自主文化事業のモニタリングを通して助言と指導を行い、協議をすすめながら事業実施と維持管理が図られるよう努めました。

今後も施設設備の適正な維持管理のため、計画に沿った改修を実施していくことが課題です。

町の指定民俗文化財の「元禄坊主踊り」「新田神楽」は保存会により例年通り公開が行われ、多くの町民に披露することができました。各団体とも後継者育成や、用具の更新に必要な財源確保が今後の課題です。

### ⑲ 生涯スポーツ活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり \_V文化・スポーツ\_1 文化・スポーツ)

- ◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の普及と指導を行います。
- ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。
- ◆ 関係各課と連携した健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ります。

<b>【評価】</b> ○	<b>【検証】</b> 開催したスポーツ教室並びに自治公民館対抗スポーツ大会や各競技団体が主管として開催する大会とともに、関係団体と連携を図りながらスムーズな大会を運営する事ができました。 スポーツ推進委員は、学校や地域の派遣依頼に応じ出前教室を開催しています。出前教室は好評で毎年派遣依頼も増加しており、積極的にニュースポーツの普及等行っています。 全国、九州大会出場に要する費用の助成については、申請件数 27 件、合計 121 万円の助成を行いました。
------------------	--

## ⑳ 体育施設管理及び整備

(第3節 教育・文化・人づくり \_V 文化・スポーツ\_1 文化・スポーツ)

### ◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。

<b>【評価】</b> △	<b>【検証】</b> 過去の補修や管理のための委託実績等を整理し、経年的に必要な改修計画を立てるための準備を行ってきました。適正な維持管理のため、施設ごとの中長期計画を立てることが今後の課題です。
------------------	--

## ㉑ スポーツを通じた交流人口の拡大

(第3節 教育・文化・人づくり \_V 文化・スポーツ\_1 文化・スポーツ)

### ◆ スポーツ交流センターのPRを町内外で行い、利用促進を図ります。

<b>【評価】</b> △	<b>【検証】</b> 富田浜スポーツ交流センターの利用者数は、1,426 人でした。 今後は、テニスコートや運動広場等の施設の活用と結びつけた利用形態を町内外のスポーツ団体や学校等に提案し、交流人口の拡大につなげることが課題です。
------------------	--